

各 位

RCCM登録更新時等におけるCPD(継続教育)制度の活用の御案内

既に御案内の通り、「RCCM資格試験」合格後4年以上を経過し、新規あるいは更新の登録を行うに際し、平成22年度(平成22年4月1日)より「CPD制度」を下記要件にて活用することになりましたので、早急に当協会のCPD会員に登録され、更新登録等に際して必要なCPD単位数を取得・記録登録されますようお願い致します。

- (1) 平成22年度より、従来行なっている更新講習(CD-ROM自主学习を含む)に加えて、登録申請の前直近の4年間でCPDの100単位取得を必須とします。

また、同一年度に複数の部門に登録申請する場合は、1部門増えるごとに10単位を加える事とします(「RCCM登録規則」の〔別紙〕を参照)。

CPDの単位表は、当協会ホームページの「CPD情報」に掲載の「CPDの分類表」を御参照下さい(「CPD情報」に在る「Download」の箇所をクリックして下さい)。なお、上記の単位表等は改定されることがありますので、当協会のホームページの「RCCM資格情報」または「CPD情報」に十分御留意下さい。

- 注) ① 上記「単位表」に記載の「教育形態」にある「業務経験—所属長が優れた成果と認めたもの」については、1業務当り10単位かつ1年間で10単位、4年間で40単位を取得単位数の上限とします。

- ② 当協会以外の団体にCPD登録された方が、その団体に登録したCPDの取得単位を使用してRCCM登録申請を行う場合は、必ずその団体が発行したCPD取得単位数の証明書を添付願います。

ただし、当協会にCPD会員の登録をされた方で、その取得した単位数を当協会に記録登録した場合は、CPD単位取得証明書の提出は不要ですが、同単位の「取得承認済記録書(総計点と期間記載)」を、RCCM登録申請書に必ず添付して下さい。

同「記録書」は、当協会ホームページの「RCCM資格情報」にある「制度の案内」の「RCCM登録申請におけるCPD単位取得のQ&A(2010/1/25)」を参照のうえ、抽出・印刷して下さい。

- ③ なお、当協会で実施している「RCCM登録更新講習会」は、該当者の方には受講が必須条件となっているため、CPDの対象とはなりません。

また、取得した同一単位を、他団体と重複登録することは認めません。

- (2) CPD取得単位の記録登録申請のために、当協会のCPD会員に登録を行って下さい。 取得したCPD単位数の管理・記録登録申請を行うためには、RCCM資格登録とは別に、当協会にCPD会員として登録を行う必要があります。 当協会へのCPDの会員登録手続きは、当協会のホームページ上から行うことができます(<http://www.jcca.or.jp>)。

なお、当協会は建設系CPD協議会に加盟しており、CPDプログラムの相互認証を行っておりますので、**上記の協議会に加盟している14団体（団体名は下記参照）のいずれかにおいて、既にCPDの会員登録を行っておられる方は、当協会にCPDの会員登録を新たに行う必要はありません。**

また、上記の協議会加盟団体が証明したCPD単位数は、RCCM登録更新等の申請に使用することができます。

(4) **CPD制度の詳細については、当協会のホームページ (<http://www.jcca.or.jp>) の、「CPD情報」を御参照下さい。**

また、**CPD制度の諸規則等の改定などについても、随時ホームページに掲載**いたしますので、御留意下さい。

なお、CPD制度に関する電話での問合せは、

CPD事務局：03-3239-7993

まで御願ひ致します。

建設系CPD協議会の構成団体は、以下の通りです。

- 1) (社) 建設コンサルタンツ協会
- 2) (社) 空気調和・衛生工学会
- 3) (社) 地盤工学会
- 4) (社) 全国土木施行管理技士会連合会
- 5) (社) 土木学会
- 6) (社) 日本環境アセスメント協会
- 7) (社) 日本コンクリート工学協会
- 8) (社) 日本技術士会
- 9) (社) 日本建築学会
- 10) (社) 日本造園学会
- 11) (社) 日本都市計画学会
- 12) (社) 農業農村工学会〔前・(社) 農業土木学会〕
- 13) 土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：(社) 全国地質調査業協会連合会）
- 14) (社) 日本建築士会連合会